

鳥取県公報

平成 26 年 3 月 25 日 (火) 号外第 3 0 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	規	則	子育で王国とっとり会議の組織及び運営に関する規則 鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部を改正する 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する 鳥取県衛生環境研究所管理規則の一部を改正する規 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する名 (10)(循環型社会推進課)・・・・・・・・・ 鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正する規則	5規則 (7) (")・・・・・・6 トる規則 (8) (環境立県推進課)・・8 規則 (9) (衛生環境研究所)・・・・12 条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
\Diamond	公安規	見則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

----公布された規則のあらまし---

◇子育て王国とっとり会議の組織及び運営に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

子育て王国とっとり会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

- 2 規則の概要
 - (1) 子育て王国とっとり会議は、保護者、子育て支援等を行う者、優れた識見を有する者等のうちから知事 が任命する25人以内の委員で組織する。
 - (2) 子育て王国とっとり会議は、委員の互選により定める会長が招集し、会長が議長となる。
 - (3) その他子育て王国とっとり会議の委員の任期、定足数等について定める。
 - (4) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

保護者が県内に住所を有する場合には、卒業する高等学校の所在地等を問わず保育士等修学資金の貸付けを 受けることができることとする等修学資金の対象となる資格を緩和する。

- 2 規則の概要
 - (1) 保育士等修学資金の貸付けを受けることができる者に、保護者が県内に住所を有している者及び県内の 高等学校を卒業する者に準ずる者を加える。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

エネルギーの使用の合理化に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 規則中引用するエネルギーの使用の合理化に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行 令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の題名を改める。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県衛生環境研究所管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、医科診療報酬点数表又は歯科診療報 酬点数表に掲げる検査が廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表に掲げる検査の手数料の免除に係る規定を削る。
 - (2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。
- ◇鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部改正について
- 1 規則の改正理由

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 使用済タイヤの特定保管場所又は事務所に立入検査する職員の身分証明書の様式を定める。
 - (2) 施行期日は、平成26年5月1日とする。

◇鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「風致条例」という。)の廃止に伴い、所要の改正を 行う。

2 規則の概要

- (1) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為から、風致条例の許可を受けて行う行為を削る。
- (2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

規 則

子育て王国とっとり会議の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 # 伷 治

鳥取県規則第6号

子育て王国とっとり会議の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子育て王国とっとり条例(平成26年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)第12条第3項の 規定に基づき、子育て王国とっとり会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものと する。

(組織)

第2条 会議は、委員25人以内で組織する。

(委員)

- 第3条 委員は、子どもの保護者又は保護者になると見込まれる者、子育て支援等(条例第2条第2項に規定する子育 て支援等をいう。以下同じ。)を行う者、事業主及び労働者を代表する者、市町村の職員並びに子育て支援等に関し 学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残 任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第4条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。 (専門委員)
- 第5条 会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (部会)
- 第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会は、会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 第4条第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県保育士等修学資金貸付規則(平成25年鳥取県規則第54号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(目的)

うち鳥取短期大学(以下「短大」という。) におい て保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受 け、将来県内の保育所等において保育士若しくは幼 稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村におい て保育所等に関する業務に従事しようとする者で、 経済的理由により修学が困難なものに対し、修学上 必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付 けることにより、県内の保育士又は幼稚園教諭の確 保及び質の向上を図ることを目的とする。

(修学資金の借受者の資格)

- は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。
 - (1) 短大の保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な 教育を受ける課程に入学し、又は在学する者であ ること。
 - (2) 略
 - (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 短大に入学する日の属する年度の前年度の4 月1日から引き続き児童福祉法第6条に定める 保護者(以下「保護者」という。)が県内に住 所を有していること。
 - <u>イ</u> 県内の高等学校を卒業する者(その者に準ず る者を含む。) であること。
 - (4) 略
 - (5) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア略

イ 保護者の全てが地方税法(昭和25年法律第 226号) 第5条第2項第1号に規定する市町村 民税(以下「市町村民税」という。) の所得割 を課されていないこと。

(目的)

第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等の 第1条 この規則は、県内の高等学校を卒業し、鳥取 短期大学(以下「短大」という。) において保育士 又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来県 内の保育所等において保育士若しくは幼稚園教諭の 業務に従事し、又は県内の市町村において保育所等 に関する業務に従事しようとする者で、経済的理由 により修学が困難なものに対し、修学上必要な資金 (以下「修学資金」という。) を貸し付けることに より、県内の保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の 向上を図ることを目的とする。

(修学資金の借受者の資格)

- 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者 第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者 は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。
 - (1) 県内の高等学校を卒業し、短大の保育士又は 幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける課程に入 学しようとし、又は在学する者であること。
 - (2) 略

- (3) 略
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア略
 - イ 児童福祉法第6条に定める保護者(以下「保 護者」という。) の全てが地方税法(昭和25年 法律第226号) 第5条第2項第1号に規定する 市町村民税(以下「市町村民税」という。)の

ウ略

(貸付申請)

- 学資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類 を添えて、知事に申請しなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 高等学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明 (3) 高等学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 書又はこれらに代わる書類
- (4) 略
- 2 略

所得割を課されていないこと。

ウ略

(貸付申請)

- 第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修 第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修 学資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類 を添えて、知事に申請しなければならない。
 - (1)・(2) 略

 - (4) 略
 - 2 略

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則(平成21年鳥取県規則第79号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(特定事業者)

- は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。
 - (1) 県内に設置している全ての工場又は事務所そ の他の事業場(以下「工場等」という。) におけ る燃料(エネルギーの使用の合理化等に関する法 律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」とい う。) 第2条第2項に規定する燃料をいう。) 並 びに他人から供給された熱(省エネ法第2条第1 項に規定する熱をいう。) 及び他人から供給され た電気(省エネ法第2条第1項に規定する電気を いう。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の 合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産 業省令第74号) 第4条の規定により原油の数量に 換算した量を合算した量(以下「原油換算エネル ギー使用量」という。)が前年度において1,500 キロリットル以上である事業者
 - (2) (3) 略

(自動車販売時の説明)

第13条 条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種 第13条 条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種 別及び省エネ法第80条第1号イに規定するエネルギ 一消費効率とする。

(電気機器等)

- に掲げるものとする。
 - (1) エアコンディショナー (エネルギーの使用の 合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第 267号。以下「省エネ法施行令」という。) 第21 条第2号に規定するエアコンディショナーのう ち、直吹きで壁掛け形のものをいう。)
 - $(2)\sim(7)$ 略

(特定事業者)

- 第4条 条例第8条第1項の規則で定める特定事業者 第4条 条例第8条第1項の規則で定める特定事業者 は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。
 - (1) 県内に設置しているすべての工場又は事務所 その他の事業場(以下「工場等」という。) にお ける燃料(エネルギーの使用の合理化に関する法 律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」とい う。)第2条第2項に規定する燃料をいう。)並 びに他人から供給された熱(省エネ法第2条第1 項に規定する熱をいう。) 及び他人から供給され た電気(省エネ法第2条第1項に規定する電気を いう。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の 合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業 省令第74号)第4条の規定により原油の数量に換 算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギ ー使用量」という。)が前年度において1,500キ ロリットル以上である事業者
 - (2) (3) 略

(自動車販売時の説明)

別及び省エネ法第80条第1号に規定するエネルギー 消費効率とする。

(電気機器等)

- 第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次 第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次 に掲げるものとする。
 - (1) エアコンディショナー (エネルギーの使用の 合理化に関する法律施行令 (昭和54年政令第267 号。以下「省エネ法施行令」という。)第21条第 2号に規定するエアコンディショナーのうち、直 吹きで壁掛け形のものをいう。)
 - $(2)\sim(7)$ 略

(省エネルギー性能情報に関する表示)

- に関する表示は、次に掲げるところにより行うもの とする。
 - (1) 前条第1号から第5号までに掲げる電気機器 等については、平成18年経済産業省告示第258号 (エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を

行う者が取り組むべき措置) に定めるもの

(2) • (3) 略

様式第2号(第5条、第7条関係)

温室効果ガス排出量内訳書

略

注1 略

2 本内訳書における原油換算数量は、エネルギ 一の使用の合理化等に関する法律施行規則第4 条に規定する原油の数量への換算の方法により 算定した量をいいます。

3~9 略

様式第6号(第17条関係)

建築物環境配慮計画書

年 月 日

職氏名様

届出者(建築主) 住所

氏名 印

(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項(第20条第 1項)の規定により次のとおり提出します。

注1~5 略

6 本計画書には、次の図書及び書類を添付して ください。

	種類	明示すべき事項
略		
(6)	エネルギーの使用	
<u>の</u> 信	合理化等に関する法	

(省エネルギー性能情報に関する表示)

- 第15条 条例第18条の規則で定める省エネルギー性能 第15条 条例第18条の規則で定める省エネルギー性能 に関する表示は、次に掲げるところにより行うもの とする。
 - (1) 前条第1号から第5号までに掲げる電気機器 等については、省エネ法第86条の規定を実施する ために経済産業省が別に定めた表示方法
 - (2) (3) 略

様式第2号(第5条、第7条関係)

温室効果ガス排出量内訳書

略

注1 略

2 本内訳書における原油換算数量は、エネルギ 一の使用の合理化に関する法律施行規則第4条 に規定する原油の数量への換算の方法により算 定した量をいいます。

3~9 略

様式第6号(第17条関係)

建築物環境配慮計画書

年 月 日

職氏名様

届出者(建築主) 住所

氏名

印

(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項(第20条第 1項)の規定により次のとおり提出します。

略

注1~5 略

6 本計画書には、次の図書及び書類を添付して ください。

	種類	明示すべき事項
略		
(6)	エネルギーの使用	
<u>の</u> 行	合理化に関する法律	

律第75条第1項に基づ く届出書に添付された 省エネルギー計画書の 写し 略

様式第7号(第17条関係)

建築物環境配慮計画変更届出書

年 月 日

印

職氏 名 様

届出者(建築主) 住所

氏名

(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項(第20条第 3項)の規定により次のとおり届け出ます。

注1~6 略

7 本届出書には、次の図書及び書類を添付して ください。

	1
種類	明示すべき事項
略	
(6) エネルギーの使用	
の合理化等に関する法	
<u>律</u> 第75条第1項に基づ	
く届出書に添付された	
省エネルギー計画書の	
写し	
略	

様式第8号(第17条関係)

建築物工事完了報告書

年 月 日

職氏 名 様

届出者(建築主) 住所

氏名 印

(法人にあっては、名称

及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項(第20条第 3項)の規定により次のとおり届け出ます。

略

第75条第1項に基づく 届出書に添付された省 エネルギー計画書の写

様式第7号(第17条関係)

略

建築物環境配慮計画変更届出書

年 月 日

職氏 名 様

届出者(建築主) 住所

氏名

印

(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項(第20条第 3項)の規定により次のとおり届け出ます。

注1~6 略

7 本届出書には、次の図書及び書類を添付して ください。

種類	明示すべき事項
略	
(6) エネルギーの使用	
の合理化に関する法律	
第75条第1項に基づく	
届出書に添付された省	
エネルギー計画書の写	
L	
略	

様式第8号(第17条関係)

建築物工事完了報告書

年 月 日

職氏 名 様

届出者(建築主) 住所

氏名

印

(法人にあっては、名称

及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項(第20条第 3項)の規定により次のとおり届け出ます。

略

注1~4 略

5 本報告書には、次の図書及び書類を添付して ください。

種類	明示すべき事項
略	
(6) エネルギーの使用	
の合理化等に関する法	
<u>律</u> 第75条第1項に基づ	
く届出書に添付された	
省エネルギー計画書の	
写し	
略	

注1~4 略

5 本報告書には、次の図書及び書類を添付して ください。

種類	明示すべき事項
略	
(6) エネルギーの使用	
の合理化に関する法律	
第75条第1項に基づく	
届出書に添付された省	
エネルギー計画書の写	
l	
略	

附則

鳥取県衛生環境研究所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県衛生環境研究所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県衛生環境研究所管理規則(平成14年鳥取県規則第72号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前			
(使用料又は手数料の減免)	(使用料又は手数料の減免)			
第10条 略	第10条 略			
2 条例第8条の規定による手数料の減額又は免除	2 条例第8条の規定による手数料の減額又は免除			
は、天災その他特別の事情があると知事が認めたと	は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各			
<u>きに</u> 行う。	<u>号に定めるところにより</u> 行う。			
	(1) 県が実施するエイズ検診又は性感染症検診			
	(淋菌感染症、梅毒及び性器クラミジア感染症に			
	係るものに限る。)に係る条例別表第2の5の項			
	に掲げる検査(以下この項において「別表検査」			
	という。)を行うとき 手数料の免除			
	(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定			
	による生活保護を受けている者に係る別表検査を			
	行うとき 手数料の免除			
	(3) 天災その他特別の事情があると知事が認めた			
	とき 手数料の免除又は知事が別に定める額への			
	減額			
3 略	3 略			

附則

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則(平成13年鳥取県規則第63号)の一部を次のよ

うに改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄	『に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
(指導、勧告及び命令の手続)	(指導、勧告及び命令の手続)
第5条 略	第5条 略
(身分証明書)	
第6条 条例第11条第2項に規定する証明書は、様式	
第4号によるものとする。	
様式第3号 略	様式第3号 略
様式第4号(第6条関係)	
<u>(表)</u>	
第 号	
身 分 証 明 書	
所属	
職名	
氏名	
上記の者は、鳥取県使用済タイヤの適正な保管の	
確保に関する条例第11条第1項の規定により検査を	
行うことができる職員であることを証する。	
年 月 日	
職氏名即	

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条 例(抜粋)

(報告及び検査)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度にお いて、特定保管者に対し、必要な報告若しくは資 料の提出を求め、又はその職員に、特定保管者の 特定保管の場所若しくは事務所に立ち入り、使用 済タイヤ、書類その他の物件を検査させることが できる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その 身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけ ればならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜 査のために認められたものと解釈してはならな

(罰則)

第14条 略

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以 下の罰金に処する。
- (1) 略
- (2) 第11条第1項の規定による報告若しくは資 料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは 資料の提出をし、又は同項の規定による検査を 拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則

鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前				
 (特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第15条 条例第11条第6項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)~(5) 略 (6) 略 (7) 略 2 略 	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第15条 条例第11条第6項第1号に規定する規則で定 める行為は、次に掲げるものとする。 (1)~(5) 略 (6) 風致地区内における建築等の規制に関する条 例(昭和45年鳥取県条例第11号)第2条第1項の 規定により許可を受けて行う行為 (7) 略 (8) 略				

附則

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

		们图 (-1411) DAT	Æ1C,	下療及の条件でかりよりに以正りる		
改 正 後			改正前				
別表第2(第7条の2	関係)	另	別表第2(第 7 纟	その2関係)		
路線名	区間		路線	名	区間		
略			略				
一般国道 9 号 岩美科	郡岩美町大字蒲生地内兵庫県		一般国道	9号	岩美郡岩美町大字蒲生地内兵庫県		
境から	ら米子市陰田町地内島根県境				境から米子市陰田町地内島根県境		
まで					まで		
一般国道 9 号 岩美和	郡岩美町大字河崎267-2か						
ら同時	町大字本庄地内一般国道9号						
(山)	陰近畿自動車道) 岩美インタ						
ーチ:	ェンジまで						
一般国道 9 号 岩美科	郡岩美町大字本庄地内一般国						
(山陰近畿自 道9号	号(山陰近畿自動車道)岩美						
動車道) インタ	ターチェンジから鳥取市福部						
町湯」	山地内一般国道 9 号(山陰近						
畿自動	動車道)福部インターチェン						
ジまっ	で						
一般国道 9 号 鳥取市	市本高地内高速自動車国道中						
(山陰道) 国横脚	断自動車道(姫路鳥取線)鳥						
取イン	ンターチェンジから同市嶋地						
内一般	般国道 9 号(山陰道)鳥取西						
インタ	ターチェンジまで						
略			略				
一般県道鳥取 鳥取す	市湖山町東三丁目地内湖山東		一般県道	鳥取	鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東		
港湖山停車場 交差	点から同市岩吉地内鳥取市道		港湖山停	車場	交差点から同市湖山町東五丁目地		
線岩吉	安長線と接続する地点まで		線		<u>内千代水西交差点</u> まで		
略			略				
一般県道渡余 境港市	市渡町地内江島大橋東詰交差		一般県道	渡余	境港市渡町地内江島大橋東詰交差		
子停車場線点から	ら同市竹内町地内一般県道余		子停車場	線	点から同市竹内町地内一般県道余		
子停耳	車場線と接続する地点まで				子停車場線と接続する地点まで		
鳥取市道岩吉 鳥取市	市岩吉地内一般県道鳥取港湖						

平成26年3月25日 火曜日	鳥	取	県	公	報	号外第30号	

	安長線	山停車場線と接続する地点から同	
		市安長地内安長交差点まで	
Ī	略		略
Ī			

附則